

## 「庄内川堤防道路検討会」規約

(名称)

第1条 本会は、「庄内川堤防道路検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(趣旨)

第2条 「庄内川堤防道路検討会」の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

(目的)

第3条 本検討会は、庄内川中下流部及び矢田川下流部(以下「庄内川等」という。)の堤防及び堤防道路が抱える数々の課題を改善するため、庄内川等の堤防及び堤防道路のあるべき姿を検討した上で、都市部における道路としてのニーズと、堤防としての機能確保双方の視点から、具体的な対応策についての検討を行うことを目的とする。

(検討会の構成)

第4条 検討会は別表の委員及びオブザーバーで組織し、委員の任期は平成20年3月31日までとする。  
また委員長は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。

(委員長等)

第5条 検討会には会務を総括する委員長及び委員長を補佐する副委員長を置くこととし、各委員の互選により選出する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、庄内川等における堤防道路の現状及び課題を踏まえ、次に掲げる事項について検討を行う。  
一 堤防及び堤防道路のあるべき姿についての検討  
二 課題改善に向けた具体的な対応策の検討  
三 「庄内川出水時規制調整会議」への助言  
四 その他

(検討会の公開)

第7条 検討会は公開とする。ただし、検討会の決議による場合はこの限りではない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省庄内川河川事務所及び名古屋市緑政土木局道路部道路管理課に置く。  
なお国土交通省庄内川河川事務所は、検討会の運営及び河川に関する事務局とし、名古屋市緑政土木局道路部道路管理課は、道路に関する事務局とする。

(オブザーバー)

第9条 委員は必要に応じオブザーバーに意見を求めることができる。

(検討会の招集)

第10条 検討会の招集は、委員長が行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成18年3月20日から施行する。

別表

「庄内川堤防道路検討会」委員名簿

(委員)

	いたばし かずお 板橋 一雄	名城大学 理工学部 建設システム工学科 教授
委員長	つじもと てつろう 辻本 哲郎	名古屋大学 大学院 工学研究科 教授
	とみなが あきひろ 富永 晃宏	名古屋工業大学 大学院 工学研究科 教授
	はせがわ あきこ 長谷川明子	(財)日本生態系協会評議員 ビオトープを考える会 会長
	ふじた もとひろ 藤田 素弘	名古屋工業大学 大学院 都市循環システム工学 助教授
副委員長	ふなわたし えつお 舟渡 悦夫	大同工業大学 工学部 都市環境デザイン学科 教授

(敬称略 五十音順)

(オブザーバー)

国土交通省 中部地方整備局

愛知県

名古屋市

春日井市

清須市

大治町

甚目寺町

愛知県警察本部

(事務局)

国土交通省 庄内川河川事務所

名古屋市 緑政土木局 道路部 道路管理課